

令和2年1月9日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

文化財防火デーに係る特別防火査察等の実施について

昭和24年1月26日に法隆寺金堂壁画が焼失しました。これを機に毎年この日を「文化財防火デー」と定め、全国的に文化財防火運動が展開されます。豊川市消防本部におきましても、管内の文化財所蔵者・管理者に対し防火広報文を送付するとともに、下記のとおり特別防火査察を実施します。

記

- 1 実施日時
令和2年1月20日（月）午後2時00分から
- 2 場所
法住寺 豊川市御津町赤根百々61
文化財 木造千手観音立像
- 3 その他
文化財防火デーのチラシを添付

【お問合せ先】

豊川市役所 消防本部 予防課 予防担当 担当 吉原
TEL:0533-89-9682 Eメール: shoboyobo@city.toyokawa.lg.jp

1月26日は 文化財防火デー



文化財所蔵者・管理者のみなさまへ

- 1 通報、消火、重要物品の搬出及び避難誘導等の訓練を行ってください。
- 2 文化財周辺を整理・整頓し、放火されない環境づくりをしてください。
- 3 文化財を定期的に見回り・点検してください。
- 4 文化財周囲で喫煙、裸火の使用、危険物の持ち込みは厳禁です。火気等の使用禁止区域の設定とその表示をして、火気使用の制限を徹底してください。
- 5 消火器や自動火災報知設備などの消防用設備の設置及び点検・整備を行ってください。

(お問合せ先：豊川市消防本部予防課 電話 89-9682)